

保険の広場

「ボランティア行事用保険」に関するQ&A

ボランティア行事用保険は・・・

地域福祉活動やボランティア活動のさまざまな行事における

◎主催者や参加者のケガ

◎主催者の賠償責任(主催者責任)を補償します。

Q1

一泊二日の行事を開催しますが、参加者の中に日帰りで参加する人と宿泊で参加する人がいます。どのように加入したらよいのでしょうか？



A1

加入手続きは1枚の加入依頼書でできますが、日帰りの人はAプラン、宿泊の人はBプランと分けて加入してください。なお、日帰りAプランは1日あたりの最低加入人数が20名であること、宿泊Bプランについては名簿の提出が必要となりますのでご注意ください。

Q2

ボランティア行事用保険の補償はいつから開始するのですか？

A2

加入手続き完了日の翌日午前0時以降の行事開催日から補償されます。加入手続きの完了とは、申込者が保険料を全社協指定口座に払い込み、「加入依頼書」(社協確認印押印済)を専用封筒で送付・提出した時となります。

Q3

予定していた行事が台風のために順延となってしまいましたが、どのような手続きが必要でしょうか？



A3

行事日程が順延となった場合は、加入を受けた社協を通じて、原則として行事開催予定日の前日までに変更手続きをしてください。予め順延日が決まっている場合は、加入の際、加入依頼書に順延日を記載しておいただければ、改めて連絡する必要はありません。なお、順延が当日にしか判明しない場合は、翌営業日までに速やかに連絡してください。

Q4

今度私達のボランティアグループで、空缶拾いや草刈りの清掃活動をするようになりました。年間に数日、一斉活動を行うのでボランティア行事用保険に加入したいのですが、対象となりますか？

A4

対象となります。日程や参加人数が決まっている場合は、一度に加入することもできます。ただし、草刈り機などの電動機械を使う清掃活動は、「ボランティア行事用保険」では対象となりませんのでご注意ください。

Q5

外国籍の人たちで構成されているボランティアグループが主催する行事の場合でも加入できるのでしょうか？



A5

加入できます。社協に登録されているボランティアグループで、日本国内で開催される地域福祉活動・ボランティア活動の一環として行われる行事であれば、主催者が外国籍の方でも加入できます。

ボランティア活動保険等についてのお問合せは、株式会社 福祉保険サービスまでどうぞ。

TEL/03-3581-4667 FAX/03-3581-4763 URL <http://www.fukushihoken.co.jp/>

ボランティア活動保険等の補償制度は、社会福祉協議会およびその構成員・会員ならびに社会福祉協議会が運営するボランティア・市民活動センターなどに登録されているボランティア・ボランティアグループ・団体が加入対象です。